

平成四年政令第三百五十八号

計量法附則第三条の計量単位等を定める政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）附則第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

1 計量法（以下「法」という。附則別表第一の下欄に掲げる計量単位の定義は、別表第一のとおりとする。

2 法附則別表第二の下欄に掲げる計量単位の定義は、別表第二のとおりとする。

3 法附則別表第三の下欄に掲げる計量単位の定義は、別表第三のとおりとする。

4 法附則別表第三第一項から第三項までの政令で定める計量単位は、別表第四の第三欄に掲げる計量単位とし、その定義は同表の第四欄に掲げる計量単位に同表の第五欄に掲げる乗数を乗じたものとする。

附則

この政令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。

別表第一

物体の状	計量単位	定義
一力	ダイン	ニュートンの十万分の一
二仕事	エルグ	ジュール又はワット秒の千万分の一
三熱量	重量キログラムメートル エルグ	ジュール又はワット秒の九・八〇六六五倍
四中性子放射率	エルグ	ジュール又はワット秒の千万分の一
五放射能	壊変毎分	一毎分
別表第二	壊変毎分	ベクレルの六十分の一
物体の計量単位	定義	
状態の量		
長さ	マイクロメートルの百万分の一	
二周波数	サイクル―ヘルツ又はサイクル毎秒	

三磁界の強さ	アンペア回数毎メートル	一アンペア毎メートル
四起磁力	アンペア回数	一アンペア
五磁束密度	ガウス	テスラ又はウェーバ毎平方メートルの十億分の一
六磁束	マクスウエル	テスラ又はウェーバ毎平方メートルの一万分の一
七音圧レベル	音圧実効値（パスカルで表した大気中における圧力の瞬間値と静圧との差の二乗の一周平均の平方根をいう。）に通過産業省令で定める聴感補正を行つて得られた値の十万分の二に対する比の常用対数の二十倍	一立方メートル中に千モルをその価数で除した物質量の溶液を含有する溶液の濃度
別表第三	物体の計量単位	定義
一力	重量キログラム	ニュートンの九・八〇六六五倍
二力	重量キログラム	重量キログラムの千分の一
三圧力	重量キログラム毎平方メートル	パスカル又はニュートン毎平方メートルの九・八〇六六五倍
四トル	重量キログラム毎平方メートル	重量キログラム毎平方メートルの千分の一

二長さ	ミリメートル	マイクロメートル
三周波数	キロサイクル又はマイクロサイクル毎秒	キロサイクル又はマイクロサイクル毎秒
四力	重量キログラム	重量キログラム
五力	重量キログラム	重量キログラム
六工率	重量キログラム毎秒	重量キログラム毎秒
七熱量	カロリー	ジュール又はワット秒の九・八〇六六五倍
八熱伝導率	カロリー毎平方メートル毎度	ワット毎平方メートル毎度
九比熱容量	カロリー毎グラム	ジュール毎グラム
別表第四	物体の計量単位	乗数
一力	メガダイン	ダイン
二長さ	キロメートル	メートル
三周波数	メガサイクル	キロサイクル
四力	トン	キログラム
五力	トン	キログラム
六工率	トン毎秒	キログラム毎秒
七熱量	キロカロリー	ジュール
八熱伝導率	キロワット	ワット
九比熱容量	キロカロリー	ジュール

二長さ	ミリメートル	マイクロメートル
三周波数	キロサイクル又はマイクロサイクル毎秒	キロサイクル又はマイクロサイクル毎秒
四力	重量キログラム	重量キログラム
五力	重量キログラム	重量キログラム
六工率	重量キログラム毎秒	重量キログラム毎秒
七熱量	カロリー	ジュール又はワット秒の九・八〇六六五倍
八熱伝導率	カロリー毎平方メートル毎度	ワット毎平方メートル毎度
九比熱容量	カロリー毎グラム	ジュール毎グラム
別表第四	物体の計量単位	乗数
一力	メガダイン	ダイン
二長さ	キロメートル	メートル
三周波数	メガサイクル	キロサイクル
四力	トン	キログラム
五力	トン	キログラム
六工率	トン毎秒	キログラム毎秒
七熱量	キロカロリー	ジュール
八熱伝導率	キロワット	ワット
九比熱容量	キロカロリー	ジュール

